

Check!

日本人の**10名中7名**が  
平均**50万円**程度の公的支出を  
削減できます。

- 健康を害している家族がいる
- 祖父または祖母が介護を受けている
- 父または母の年金が年160万円未満
- 父は自営業で働いていた
- 母または祖母は遺族年金を受給している



が1つでも当てはまる方は、賢約サポート<sup>※</sup>診断で

**税金・医療費・介護費**などが

**おトクになる**

**可能性があります**

※詳細は、3ページをご覧ください

最大  
**200万円以上**  
節約できた  
事例も!

専門家による見積りは**無料**です! 詳しくは中面をご参照ください。



# これから訪れる我が国の社会構造の変化

## 2025年問題

「団塊の世代が2025年頃までに75歳以上の後期高齢者となるために、介護・医療費など社会保障費の急増が懸念される問題」と「その周辺に位置付けられる社会的な諸問題」

	2015年	2025年
65歳以上 高齢者人口(割合)	3,395万人 (26.8%)	3,657万人 (30.3%)
75歳以上 高齢者人口(割合)	1,646万人 (13.0%)	2,179万人 (18.1%)

出典：厚生労働省「今後の高齢者人口の見通しについて」

## 介護離職

介護離職者は年間10万人。  
介護は育児と異なり、突発的に問題が発生し、介護の期間・方策も多種多様であるため、仕事と介護の両立が困難となります。  
介護離職後の介護疲れ、経済的困窮、再就職が問題となり、**親子共倒れの悪循環**を招くことが懸念されています。

高齢者の増加

病院や施設は増えない

自宅介護を余儀なくされる

介護離職・ダブルケアが激増



## 老後破産

2019年5月「公的年金だけでは満足な生活水準に届かない可能性がある」と国が明言。  
国民の就労継続・支出の削減・資産形成などの自助努力が必要であると示唆しました。  
実際に、現役時代に高収入でも、介護に直面した時点で**ライフプランが破綻する**人が少なくありません。

就労継続

支出の削減

資産形成

老後の生活水準を保つには自助努力が必要



みなさん!

**公助・共助が期待できない時代への備えはできていますか？**



# 公的制度の活用で、あなたの生活をより豊かに！

生活の質を下げずに節約したお金で、将来への対策につなげ、  
生活の安心を手に入れましょう。

## 賢約サポートとは？

税理士と共に税金や社会保険料、医療費、介護サービス費などの公的支出を横断的に診断し、あなたの現在や未来への支出を合理的に削減することを目的としたサービスです。

制度・手続き方法を  
知らない場合  
**1年で100万円以上**  
余分に支出してしまうことも。

**掛け捨てになる余分な支出をなくし、有益な  
資金にしませんか？**

知らずに損している場面を、相談シートを提出していただくことによってお知らせします。

### POINT 1

公的支出が  
適切かどうかの  
診断が  
無料でできる

### POINT 2

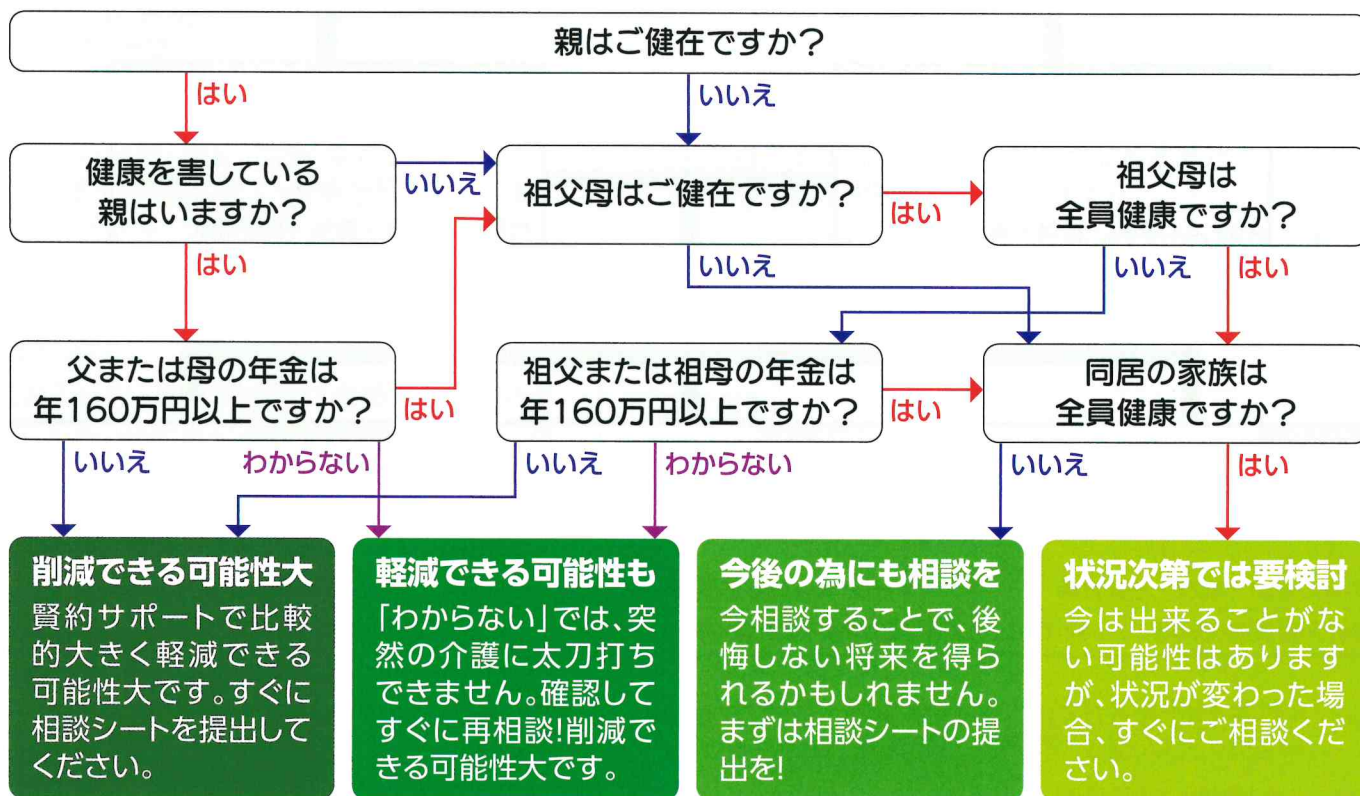
支出が適切で  
なかった場合は  
適切な手続きの  
仕方が分かる

### POINT 3

生活レベルを  
下げることなく  
公的支出を  
削減できる

## 賢約サポート事前フロー

あなただけでなく、配偶者の立場でも確認してください。





### 賢約事例①

#### 【50代男性/会社員】

●家族:妻、母(入所中)、子3人(別居) ●年収800万円

・母の介護施設費用  
月12万円削減

・本人の税金125万円還付  
今後年25万円削減

### 賢約事例②

#### 【70代女性/無職】

●家族:なし(夫:死別) ●年収240万円

・本人の税金15万円還付  
今後年5万円削減

・夫の税金  
30万円還付

### 賢約事例③

#### 【50代女性/専業主婦】

●家族:夫、義父(入院中)、義母(別居)、父(入所中) ●夫の年収600万円

・夫の税金  
65万円還付  
今後年20万円削減

・義父の税金  
80万円還付  
今後年15万円削減

・義父母の介護保険料  
12万円還付  
今後年6万円削減

・義父の医療費  
75万円還付  
今後月3万円削減

### 賢約事例④

#### 【70代男性/会社役員】

●家族:妻、父(死去)、  
母(死去)、妹  
●年収700万円

本人の税金100万円還付

夫婦の年金が夫1人の施設費用でなくなってしまい、貯金を取り崩しながら生活していた老婦人が介護保険窓口にご相談にきました。

「貯金が底をつき、生活保護を受けに来たが持ち家があるために断られた。これからどうやって生きて行けばよいか。」と。

確定申告をすれば、施設費用だけでなく、税金や保険料なども軽減されることがわかりましたが、女性には夫以外に身寄りもなく、確定申告ができません。一職員が手続きをお手伝いすることもできません。

私は休暇を取り、その女性の手続きに付き添いました。

結果、施設費用が月10万円削減できましたが、女性からのお礼状により、私の越権行為が判明し、上司から叱責を受けました。

ですが「死ななくてすみます」という女性の一言に救われました。

確定申告や住民票の手続き1つで救える人たちがたくさんいます。しかしながら、公務員時代は、公務員だからこそ手を差し伸べることに大きな障害がありました。

でも、今は違います。賢約サポートが皆様の生活を豊かにしますように。

#### 合同会社AYUMIサポート 代表社員 藪内祐子



公務員試験に合格し、大学卒業後、市役所職員に。健康保険・年金・税金・介護保険、各セクションでの窓口業務を担当。管理職も拝命しましたが、平成29年に辞めました。18年の勤務でした。勤務中に温めていたビジネスをプラン化し、活動を開始。現在に至ります。

提出いただいたから原則1週間以内に、担当者から算定結果が送付されます。なお、相談シートの内容について、担当者から質問のため、連絡が入る場合があります。

 **合同会社AYUMIサポート**  
〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目11-19  
<http://ayumi-s.co.jp>

お問い合わせ先

### 合同会社ライフエイド

〒550-0005

大阪市西区西本町 1-2-14

岡島ビルディング 7F

TEL : 06-6599-8114

E-mail : [mori@lifeaid-llc.com](mailto:mori@lifeaid-llc.com)

URL : <https://lifeaid-llc.com>



# 賢約相談シートの記入から提出まで

## ①あなたを中心にご家族を太枠で囲み、それぞれの情報を記入ください。

- 死別・離別等は、太枠で囲まずに、いつお亡くなりになったかなど、わかる範囲で記入ください。
- 年収は、給与と年金は額面(収入)を、営業や不動産、配当などは控除後の所得を記入ください。(就職・退職予定についても記入ください。)
- 加入している健康保険の種類を○で囲んでください。(75歳以上の方は全員後期高齢です。)
- 障害者手帳を持っている場合や、要介護認定を受けている場合は、○で囲み、障害者控除を受けている場合、わかる範囲で障害の等級や要介護度、施設入所中などを記入ください。

## ②住民票上の世帯員を丸で囲んでください。父母や祖父母が他市区町村に住んでいる場合は、住んでいる市区町村名も年齢の横に記入ください。

## ③税法上の扶養家族を矢印で示してください。矢印は、扶養者から扶養家族に向かって引きます。

- ※ 兄弟姉妹など、書ききれない情報は、別紙に記入いただいて結構です。
- ※ 情報に齟齬のある場合、正確な判定ができません。ご注意ください。

記入例

賢約相談シート

〇〇年 〇〇月 〇〇日

代理店コード \_\_\_\_\_ 代理店名 \_\_\_\_\_

氏名 〇〇 〇〇	住所(市区町村まで) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇
----------	------------------------	--------------

■あなた以外の親族を実線で囲み、情報を記入してください。次に、住民票上の世帯を○で囲んでください。  
税扶養を扶養者から→で示してください。

祖(父・母)	年齢	歳	給与	万円	年金(老齢・障害・遺族)	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	障害者・要介護	その他
祖(父・母)	93	歳	( )	万円	200	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	施設、要介護5
祖(父・母)	77	歳	( )	万円	220	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護2	
祖(父・母)	73	歳	( )	万円	90	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	
祖(父・母)	74	歳	70	万円	170	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	
あなた(男女)	52	歳	600	万円	( )	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	
配偶者(男女)	49	歳	100	万円	( )	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	
子(男女)	24	歳	400	万円	( )	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	
子(男女)	21	歳	( )	万円	( )	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	学生
子(男女)		歳	( )	万円	( )	万円	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	要介護	

※いただいた個人情報、管理を徹底し、当該手続き以外では使用しないことをお約束します。  税理士確認欄  確定申告要  確定申告不要

記入後、「お問い合わせ先」の担当者へ  
ご提出ください。

### チェックシート

#### 【収入】

- 収入の種類(給与・営業・年金など)を記入していますか(収入によって控除額が異なるため)。
- 収入は年収(1月~12月)で記入していますか。
- ※4月就職、3月退職予定なども記入いただくと、状況に応じて必要なアドバイスをさせていただきます。

#### 【健康保険】

- 加入している健康保険の種類を○で囲みましたか(会社員や法人代表者は「社会保険(本人)」、その扶養家族は「社会保険(家族)」、75歳以上の方は全員「後期高齢」、それ以外は「国保」)。

#### 【障害者】

- 障害者手帳を持っている場合は、障害の等級を記入していますか(わかる範囲で)。
- 障害者控除の申告を記入していますか。

#### 【要介護】

- 要介護度を記入していますか(わかる範囲で)。
- 障害者控除の申告を記入していますか。
- 施設入所の場合、施設の種類の(特養・老健・介護医療院・療養病床・グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム(ケアハウス)など)を記入していますか。

#### 【住民票】

- 同居の場合でも、住民票上の世帯を○で囲んでいますか。
- 別居の場合は、市区町村名を記入していますか(自治体によって制度が異なるため)。

#### 【税扶養】

- 誰が誰を税の扶養家族として申告しているのか矢印で記入していますか。
- 法人代表者や個人事業主が家族を専従者として申告している場合は、家族欄に「専従者」と記入してください。



# 賢約相談シート

年 月 日

代理店コード

代理店名

氏名	住所(市区町村まで)	都道 府県	市区 町村	TEL
----	------------	----------	----------	-----

■あなた以外の親族を実線で囲み、情報を記入してください。次に、住民票上の世帯を○で囲んでください。  
税扶養を扶養者から→で示してください。

祖(父・母)	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

祖(父・母)	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

祖(父・母)	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

祖(父・母)	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

父親	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

母親	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

父親	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

母親	年齢	歳
給与		万円
年収 ( )		万円
年金(老齢・障害・遺族)		万円
保険	社保(本人・家族)・国保 後期高齢	
認定	障害者・要介護 (その他 )	

あなた(男・女)	年齢	歳
年収: 給与		万円
( )		万円
社保(本人・家族)・国保・後期高齢		
障害者・要介護・(その他 )		

配偶者(男・女)	年齢	歳
年収: 給与		万円
( )		万円
社保(本人・家族)・国保・後期高齢		
障害者・要介護・(その他 )		

子(男・女)	年齢	歳
年収: 給与		万円
( )		万円
社保(本人・家族)・国保・後期高齢		
障害者・要介護・(その他 )		

子(男・女)	年齢	歳
年収: 給与		万円
( )		万円
社保(本人・家族)・国保・後期高齢		
障害者・要介護・(その他 )		

子(男・女)	年齢	歳
年収: 給与		万円
( )		万円
社保(本人・家族)・国保・後期高齢		
障害者・要介護・(その他 )		

相談シートを受け取ったのち、算定結果をお伝えるタイミングで、申し込み方法を担当者から説明します。

※いただいた個人情報は、管理を徹底し、当該手続き以外では使用しないことをお約束します。

税理士確認欄  確定申告要  確定申告不要